

# 令和8年1月第1回 真庭市農業委員会総会 議事録

## 1. 開催日時 令和8年1月9日（金）

午前10時00分から午前11時00分

## 2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室

## 3. 出席委員（43人）

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 山懸将伸 2番 岡田耕平 3番 妹尾宗夫 4番 池田 実

5番 太田 明 6番 池田和道 7番 沼本通明 8番 樋口昌子

9番 入澤靖昭 10番 柴田博行 11番 松本正幸 12番 中山克己

13番 武村一夫 14番 吉岡 靖 15番 後藤 勤 16番 福島康夫

17番 池本 彰

推進委員 20番 平 義男 21番 梶原啓二 22番 西谷玲子 23番 中嶋久志

24番 井手宏治 26番 松下 功 27番 上田房次郎 28番 太安隆文

29番 白石壽平 30番 根本 章 31番 田中秀樹 32番 長尾 修

33番 二宗貴志 34番 高谷明弘 36番 浅田光明 37番 戸田典宏

38番 各務和裕 39番 東郷朝夫 40番 山中正義 41番 池田久美子

42番 二若正次 44番 佐子ゆかり 45番 筒井一行 46番 清水 晃

## 4. 欠席委員（2人）

推進委員 25番 築澤安彦 43番 高見寛二

## 5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定  
による農用地利用集積等促進計画の公告について

日程第6 報告第1号 農地転用の制限の例外に係る届出について

日程第7 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約に  
ついて

その他

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 美甘真弓 主幹 柴田正人 主事 岡村侑磨

福田有子

## 7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 皆さんおはようございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから令和8年1月総会を開催いたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。改めまして、新年明けましておめでとうございます。皆さん、ご家族おそろいで新年を迎えられたことというふうに思います。

今年は非常に寒い正月ということになろうかと思えます。2日、3日、この辺りでもかなりの積雪がありました。市北部の方はかなり降られたということで大変だったというふうに思います。また、1月6日には島根県東部で震度5強という非常に大きな地震がありました。この辺りもかなり揺れたんですけど、非常に皆さん驚かれたことというふうに思います。災害はいつ起きるか分かりませんが、今年は何とかこの災害が少ない、これからの1年になってほしいというふうに願っております。

農業関係のほうですけど、いろいろと昨夜も報道がありましたように全国的にも農家数がかかり減っておるところでございます。また、平均年齢も非常に高齢化ということで、特に中国地方は70歳以上の平均年齢という県が多いということでございます。岡山県もそのとおりだというふうに思います。いかにこの農業を立て直していくかというところには、やはり若い力も非常に必要になってくるというふうに思います。農業委員会のほうでも市長のほうに意見書ということで、昨年皆さんにいろいろと意見を聞きながら、今日最終的に決めていきたいというふうに思っております。少しでも農業に前向きな姿勢で臨めるような地域になってほしいなというふうに願っております。我々任期もまだ半年ほどございます。力いっぱい地域のために皆さんとともに頑張っていきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、これより1月総会を開会いたします。

事務局長 ありがとうございます。

本日の参集の皆様、全員でございます。本日、欠席委員、遅参委員の方はいらっしゃいません。よって、ただいまの出席委員は19名中19名でございます。定足数に達しておりますので、1月総会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっております。以降の議事の進行を会長よりよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、これより議事に入ります。  
本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。  
日程 1、議事録署名委員の指名を行います。  
本総会の議事録署名委員は、会議規則第 3 5 条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 それでは、議事録署名委員は、7 番、          委員、8 番、          委員を指名いたします。

日程 2、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号 1 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書の審議について。

1 ページをお開きください。

本日審議していただく案件は 2 2 件となります。農地法第 3 条第 2 項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号 1 でございますが、北房の譲渡人が、同じく北房の譲受人に、申請農地、田 1 筆 8 3 9 m<sup>2</sup>を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、1 1 番委員さんから説明をお願いいたします。

1 1 番委員 議長。

議 長 はい、1 1 番委員。

1 1 番委員 1 1 番です。

番号 1 についてご説明いたします。

1 月 5 日に現地を確認しまして、双方の方に電話でお話を伺いました。譲受人と譲渡人の母親は親しい間柄です。譲受人がこの田の隣の田を購入したことを知り、譲渡人が譲渡しの話を持ちかけ、譲受人と合意したものです。譲受人は果樹、水稻を耕作しており、トラクター、管理機、パワーショベルなどを所有しております。耕作状況も問題なく、圃場をきれいに管理されています。水稻については、営農組合に田植と刈取りを委託しております。その他指摘事項はありません。よろしくご審議ください。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号 2 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号 2 でございますが、市外の譲渡人が、北房の譲受人に、申請農地、

畑1筆259㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、11番委員さんから説明をお願いいたします。

11番委員 議長。

議長 はい、11番委員。

11番委員 11番です。

番号2についてご説明いたします。

1月5日に現地確認をし、5日に譲受人と、6日に譲渡人と電話で確認いたしました。譲渡人は実家と農地の処分をしており、友人を介して譲受人に紹介してもらいました。この畑には果樹が植えられていて、譲受人は果樹の管理ができるので譲渡しを承諾いたしました。譲受人は高齢ですが、道路のすぐ横にあり平坦な畑を管理するのは簡単だと話されていました。譲受人は現在農業に従事しているわけではありませんが、家庭用の果樹園として十分管理できる面積だと思います。そのほか指摘事項はございません。よろしくご審議ください。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、北房の譲渡人が、同じく北房の譲受人に、申請農地、田1筆1,666㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、7番委員さんから説明をお願いいたします。

7番委員 議長。

議長 はい、7番委員。

7番委員 3番についてご報告させていただきます。

12月31日に譲受人と現地でお話をさせていただきました。譲受人と譲渡人は親戚関係にあります。申請農地は近隣の方に耕作をしてもらっていましたが、ここ2年間は耕作をしていないということと契約がここで切れるということでしたので、譲渡人が譲受人の父親に耕作をしてほしいということで依頼が来たようです。現在4反で水稻を栽培しております。親戚を含めた需要も非常に高いということで、後々のことを考えれば譲ってもらうほうがいいということで話がまとまって今回申請するものです。譲受人の耕作状況ですけれども、譲受人は花や野菜の苗の栽培を行っております。水稻栽培のほうは父親がメインで行っております。トラクターや田植機など必要な農機具はそろっておりますので、今後とも農作業には従事すると認められます。その他指摘事項はありません。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、市外の譲渡人が、北房の譲受人に、申請農地、田1筆522㎡、畑1筆208㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、22番推進委員さんから説明をお願いいたします。

22番推進委員 議長。

議 長 はい、22番推進委員。

22番推進委員 22番の推進委員です。

番号4についてご報告させていただきます。

1月4日、譲受人に聞き取り調査と現地確認をいたしました。譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、譲渡人は現在病氣療養中で、兄弟も亡くなっており、今後は北房へ帰って耕作することはできません。田んぼのほうは以前から耕作してもらっておりますが、畑のほうはジャングルになっており、他の土地所有者に迷惑がかかっており、譲受人に譲渡することにいたしました。譲受人はUターンして少しずつ農業をしており、申請地の畑の近くでも耕作しておりますが、譲渡人から依頼されたので申請地の畑を開拓して、今後シイタケ、栗、その他の野菜を作付する予定です。農地を大事にする人なので問題はありませないので、審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号5でございますが、市外の譲渡人が、北房の譲受人に、申請農地、田1筆1,460㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、7番委員さんから説明をお願いいたします。

7番委員 議長。

議 長 はい、7番委員。

7番委員 番号5について報告をさせていただきます。

譲受人と1月4日に現地で話を伺いました。権利移転する事由の詳細ですけれども、譲受人が3年前に北房へ居住するということで家を探しておりました。そのときに譲渡人の家も候補となり見学したんですけれども、そのときには契約には至らなかったようです。譲受人は昨年林業を行うためにこの地に帰ってきました。譲渡人のすぐ近くに住居を構えておまして、林業をする関係で譲渡人の実家のすぐ近くで

やっておりますので、その住居が更地になっていたということに気づいて、そこを材木置場にしたいということで借用願いを譲渡人と連絡を取ったところ、借用ではなくて、もう山とか田畑、全てもらってほしいということを言われたようで、今回そのことの申請になったようです。譲受人の耕作状況ですけれども、譲受人は真庭市の地域おこし協力隊員でもありますけれども林業をやっております、農機具としてはミニ耕運機とか刈り払い機ぐらいということになっておりますけれども、地区にある営農組合に今年加入し、水稻栽培も行い、営農組合の運営にも携わってもいいというふうに考えていますので、引き続き農業に従事されるものと思われま。その他指摘事項はありません。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号6でございますが、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、畑2筆1, 949㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。

24番推進委員 議長。

議 長 はい、24番推進委員。

24番推進委員 24番です。

番号6番の聞き取り調査で説明をいたします。

1月5日、譲受人と現地でお話しし、譲渡人は県外在住なので電話で聞き取りをいたしました。移転の詳細ですが、譲渡人は県外在住なので数年前に叔父から相続でこの地を受け取ったそうです。叔父が亡くなり、譲受人が耕作をずっと前からしていたそうです。このほど、もう帰ってこれないということで権利移転の話がまとまったそうです。譲受人は畑として長年利用し、周りにも自分の畑があり、必要な作業機械は全部持たれていて、今までどおり畑として野菜などを作っていくとのことでした。高齢であれなんですけど、息子さんが一緒に住まれてお手伝いをしているそうです。その他指摘事項はないと思われま。審議方よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号7でございますが、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田2筆1, 949㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。

24番推進委員 議長。

議 長 はい、24番推進委員。

24番推進委員 24番です。

番号7について説明いたします。

12月27日に譲受人と現地でお話をさせていただき、譲渡人は県外在住なので電話で話をいたしました。移転の詳細ですが、譲渡人は県外に住まわっていて親からの相続で、親のときから長年放棄地として耕作者を探していたそうですが、昨年、譲受人の近くの土地なので、この土地を譲受人が探していた土地の移転の話が決まったそうです。譲受人は、この土地の近くに3年ほど前に来た人で。譲受人の耕作状況としては、譲受人は前から農業はしていたんですが、市内の自分の農地がちょっと遠いので通ってやっていたのですが、近くに農地がないかと探していたので、農業機械などは一通り持たれています。この土地は水稻を作る予定だそうです。農繁期には息子さんもおられるのでお手伝いをするということで問題はないと思われます。その他指摘事項はございません。審議方よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号8について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議案の2ページ目をお開きください。

番号8でございますが、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田1筆156㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんが欠席のために2番委員さんから説明をお願いいたします。

2番委員 2番です。

議 長 はい、2番委員。

2番委員 本件につきましては、12月28日に譲受人、立会いでの現地調査がなされております。そして、この土地は以前から譲受人さんのほうで耕作しており、譲受人さんの2つの耕作地に挟まれた土地といったような状況にあります。それから、受ける譲受人さんにつきましては家族5人、農業に従事しております。現在30アールの耕作を行っており、機械等も所有しております、耕作継続の意思、能力、機具、いずれにつきましても問題はないと、危惧される点は見られません。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号9について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号9でございますが、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田1筆1, 340㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんが欠席されておりますので2番委員さんから説明をお願いいたします。

2番委員 2番です。

議長 はい、2番委員。

2番委員 本件につきましては、12月29日に譲受人と調査委員で現地調査を行っておられます。そして、譲渡人は県外のため、電話での確認がなされております。申請地につきましては、譲渡人からの依頼によって譲受人が以前から水田として耕作しておるもので、今後継続することについて何ら危惧される点はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号10について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号10でございますが、市外の譲渡人が、同じく市外の譲受人に、申請農地、田1筆2, 072㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんが欠席されておりますので2番委員さんから説明をお願いいたします。

2番委員 2番です。

議長 はい、2番委員。

2番委員 本件につきましては、12月28日に譲受人の父親と調査委員、立会いでの現地確認がなされております。この譲受人、譲渡人両者は親戚の関係にあります。また、この譲受人は現在岡山市で事業を行っておりまして、時々帰ってくるという状態ではありますが、両親が健在で、今現在は両親が十分耕作管理をなされておまして、今回のこの移転につきまして危惧される点は何らないと思われま。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号11について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号11でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆2, 450㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、同じく25番委員さんが欠席されておりますので2番委員さんから説明をお願いいたします。

2番委員 2番です。

議長 はい、2番委員。

2番委員 本件につきましては、12月27日に譲受人、譲渡人の立会いの下に現地で確認がなされております。譲渡人は以前から農業に従事していなくて、この土地も以前から他の方に耕作を依頼していたのですが、その方が耕作できなくなったということもありまして譲受人への話がということであります。この当該地は譲受人の居住地と近接しておりまして、非常に近いところにあります。ただ、この譲受人になっております当人は現在県の酪農大学校のほうに勤務しておりまして、家から通勤しておりますが、専従の農業ではありません。ただ、父親のほうが現在飼育牛を中心とした畜産を行う傍ら農業をやっておりますので、譲受人は両親が中心としてこの耕作をなされると思います。機具等も施設も十分あって、今後農業の継続に何ら問題はないと思われれます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号12について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号12でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田2筆911㎡、畑4筆1,901㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、26番推進委員さんから説明をお願いいたします。

26番推進委員 議長。

議長 はい、26番推進委員。

26番推進委員 26番推進委員です。

番号12について報告します。

12月29日、譲受人立会いの下、現地確認及び話をお聞きしました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人、譲受人は親子であります。このたび高齢である父より、まだ元気なうちにということで生前贈与を受けるものです。譲受人の耕作状況ですが、          農地につきましては主に果樹栽培を行っており、週に1回程度出向き管理等を行っております。また、          農地につきましては野菜栽培を行っております。また、近隣農地を借り受けて耕作もしているようです。農機具につきましては、トラクター、管理機、田植機、コンバインを所有しており、今後も問題なく耕作されるものと思われれます。その他指摘事項は特にありません。ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号13について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号13でございますが、北房の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、畑1筆192㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、28番推進委員さんから説明をお願いいたします。

28番推進委員 議長。

議 長 はい、28番推進委員。

28番推進委員 28番です。

番号13について報告します。

昨年12月27日、譲受人と現地にて確認、話を聞きました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人の父が亡くなり、母が施設に入居し、譲渡人は嫁に行っているため、耕作保全ができなくなり、近所で親戚でもある譲受人が草刈り作業を行い保全に努めていたところ、今回の話がまとまったものです。譲受人の世帯員及び耕作状況ですが、譲受人は夫婦2人で水稻、野菜を作付耕作しており、農機具なども所有しています。農地取得後も管理、保全をしていくということです。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号14について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議案の3ページ目をお開きください。

番号14でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、畑1筆337㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員 議長。

議 長 はい、5番委員。

5番委員 5番委員です。

番号14につきまして、12月27日に双方立会の下、現地確認をいたしました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は本家分家の親戚同士で家も隣接しています。譲渡人は高齢となり自分で申請農地を耕作することが困難となっていたため、本家の譲受人に譲渡する話をしたところ、快く受けていただき話がまとまったため、譲受人が申請地を取得するものです。譲受人は所有している農地を適正かつ有効に活用し農業を営んでおり、農機具もトラクター、コンバイン、管理機、草刈り機等を所有していることから申請農地取得後も必要な農作業に従事するものと認められます。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号15について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号15でございますが、市外の譲渡人が、勝山の譲受人に、申請農

地、畑1筆387㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、34番推進委員さんから説明をお願いいたします。

34番推進委員 議長。

議長 はい、34番推進委員。

34番推進委員 34番です。

番号15についてご報告いたします。

12月28日に譲渡人と電話で確認し、12月29日に譲受人と現地確認をしました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は義理の兄弟になります。譲渡人は市外に住んでおり、実家も売却したことから、譲受人に申請地を今後見てもらえないかと相談したところ、引き受けてもらえることに話がまとまり申請するものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は奥様と2人で暮らされており、耕作は譲受人が1人でされています。現在は水稻を1反ぐらいされており、農機具も田植機のほかに草刈り機を所有されており、今後申請地は草刈りをし、その後は畑で使用したいとのこと。その他の指摘事項はありません。審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号16について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号16でございますが、市外の譲渡人が、勝山の譲受人に、申請農地、田1筆12㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、34番推進委員さんから説明をお願いいたします。

34番推進委員 議長。

議長 はい、34番推進委員。

34番推進委員 34番です。

番号16についてご報告いたします。

譲渡人と12月28日に電話で確認し、12月29日に譲受人と現地確認をしました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人とは関係はありません。申請地は譲受人の耕作している田の中の一部になり毎年使用料を支払い続けていきましたが、譲渡人から譲りたいとの申出があり、お互いの話がまとまり申請するものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は5人で暮らされており、耕作はお父様がほぼ1人でされ、忙しいときは譲受人が補助されています。申請地は毎年水稻をされている田の中にあるため、今までどおりで変わらず耕作していかれます。農機具もあり、問題はありません。その他指摘事項もあ

りませんのでよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号17について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号17でございますが、市外の譲渡人が、勝山の譲受人に、申請農地、田3筆1, 209㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、34番推進委員さんから説明をお願いいたします。

34番推進委員 議長。

議長 はい、34番推進委員。

34番推進委員 34番です。

番号17についてご報告いたします。

12月28日に譲渡人と電話で確認し、12月29日に譲受人と現地確認をしました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人との関係はありません。譲受人は県外より移住されており、農地のついた空き家を購入されたので今回申請するものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は1人で暮らされています。現在、畑で使用し野菜を作られております。農機具も管理機、草刈り機を所有されており、今後も野菜を作っていくたいと言われております。その他指摘事項もありません。審議方よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号18について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号18でございますが、市外の譲渡人が、勝山の譲受人に、申請農地、田1筆253㎡、畑2筆657㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、14番委員さんから説明をお願いいたします。

14番委員 議長。

議長 はい、14番委員。

14番委員 14番です。

番号18について報告します。

12月27日に譲受人に電話で話を伺い、申請地を確認しました。申請地は狭小の畑と田で一部は耕作が行われていますが、その他は耕作放棄地です。権利移転の詳細ですが、譲渡人と譲受人の関係は長年の農地以外の固定資産の貸借関係にあり、農地については数年前より耕作者がなく放棄地となっていました。譲渡人は県外に在住しており、申請農地を含むその他の不動産の処分を希望し、譲受人に相談したところ話がまとまり、今回の農地を含む権利移転となったものです。今

後についてですが、譲受人は自家消費程度の野菜耕作農家ですが、今回取得した農地も含め一部で野菜等の栽培を行いたいし、その他についても草刈り等を行い農地の保全に努めたいとのことでした。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号19について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号19でございますが、市外の譲渡人が、勝山の譲受人に、申請農地、畑2筆704㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、14番委員さんから説明をお願いいたします。

14番委員 議長。

議 長 はい、14番委員。

14番委員 14番です。

番号19について報告します。

12月27日に双方に電話で内容を伺い、申請地の確認を行いました。申請地の状況ですが、一部が耕作されている不耕作の狭小の畑です。権利移転の理由ですが、県南部に在住の譲渡人は農地等の処分を考え、以前から管理を委託していた譲受人に相談したところ話がまとまり、今回の譲渡となったものです。譲受人の耕作状況ですが、受人は兼業農家で、水田10アールほど、畑20アールほどを所有しています。水田は水稻を栽培し、畑は一部の耕作のみの利用ですが野菜等の栽培が行われていました。草刈り等も行われ、きれいに管理されていました。申請地取得後も今までどおりの同様の管理をするとのことでした。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号20について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号20でございますが、勝山の譲渡人が、勝山の譲受人に、申請農地、田1筆971㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、14番委員さんから説明をお願いいたします。

14番委員 議長。

議 長 はい、14番委員。

14番委員 14番です。

番号20番について報告します。

12月24日に譲渡人が入院中ですので、その弟さんと譲受人の双方

に会い、話を伺いました。また、現地の確認も行いました。申請地は譲渡人から依頼を受けた譲受人が長年管理をしてきた整備田です。譲渡人は依頼している農地の処分を考え譲受人に相談し、話がまとまり、今回の譲渡となったものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は本人夫婦と息子さんの3人で農機具店を営む傍ら、水稲1ヘクタールほどの栽培を行っております。息子さんは地域の担い手の一人で、急な委託作業などにも対応され、地域の農業者にとって頼もしい存在です。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号21について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議案の4ページ目をお開きください。

番号21でございますが、市外の譲渡人が、勝山の譲受人に、申請農地、田2筆1, 246㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、14番委員さんから説明をお願いいたします。

14番委員 議長。

議長 はい、14番委員。

14番委員 14番です。

番号21番について報告します。

12月28日に譲受人に会い、話を伺うとともに現地を確認しました。申請地は変形の未整備田です。両者は親戚関係にあり、譲渡人が県外在住のため、長年にわたり譲受人が管理してきた田です。今回売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。譲受人の耕作状況は、両親が中心で農業を行っており、水稲25アールほどを耕作しております。今回取得した申請地に隣接した所有田を持っており、合わせてくぼ直し整備等を自分で行い、水稲を作付する予定とのことでした。指摘事項はありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号22について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号22でございますが、市外の譲渡人が、美甘の譲受人に、申請農地、田2筆3, 227㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、6番委員さんから説明をお願いいたします。

6番委員 議長。

議 長 はい、6番委員。

6番委員 6番委員でございます。

番号22の案件につきまして説明させていただきます。

この案件は田の売買によります所有権移転の申請であります。1月6日に聞き取り調査をいたしました。譲渡人さんは市外に居住しております、今後こちらのほうに帰り農業をすることもないので、現在耕作をしていただいております譲受人さんに申請農地を処分したいので購入していただけないかと相談しておりましたところ、譲受人さんは長年耕作してきた田んぼであり、また自分の田んぼのすぐそばの隣接地でありますので購入してもいいと売買がこのたび成立いたしました。耕作に必要な機械等は整備されておまして、今後も耕作し農作業に従事すると認められますので何も問題ないと思います。その他指摘事項はありませんので、よろしくご審議方お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 失礼いたします。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は1件でございます。

5ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人（市外）は、自宅を増改築する計画をしておりますが、既存の自宅駐車場への進入路の幅員が狭く不便であることや手狭であることから、宅地に隣接する申請農地、田1筆516㎡のうち267.47㎡を、進入路及び駐車場とするため、転用申請するものです。農地区分ですが、1種農地、3種農地のいずれの要件にも該当しないため2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■円となっております。資金の内訳ですが、自己資金■■■■円で、残高証明により資金の確認ができております。添付書類として、被害防除計画書のほか土地利用計画図等造成に関する書類一式が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はないと判断しております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 議長。

議長 はい、15番委員。

15番委員 15番委員です。

番号1について説明いたします。

12月27日に現地を確認して、申請人は県外に在住しているため電話で聞き取りを行いました。転用しようとする理由の詳細ですが、申請人は現在県外に在住しています。申請地は本人の実家ですが、両親は既に亡くなっており、家と田は本人が相続しています。本人も近々定年を迎えるに当たり、実家との2拠点生活を考えているようです。家の造りとしては、車のアクセス、駐車場がよくない状況です。この際、家の東側にある田を転用して実家への進入路と駐車スペースを確保するために申請したとのことです。申請地の位置関係ですが、現在の家への入り方は南側に道がありますが、軽四自動車を通れるほどの道です。申請地は宅地の東側に隣接する田で、その横に市道が通っています。この土地を転用することにより宅地に進入することができ、駐車場としても活用できます。周囲の状況ですが、東側、市道、西側、自身の畑、南側、進入路、北側、畑。周辺農地への影響ですが、自身の田を数十センチかさ上げする工事を行うため、周辺農地への影響はないと思われま。その他指摘事項もありません。審議のほうよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本  
日ご審議いただく案件は2件でございます。

議案書の7ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（落合）は、歯科医院を開業しておりますが、既存の  
駐車場が手狭となってきたため、申請農地、田1筆330㎡を、譲渡  
人（落合）から譲り受け、露天駐車場にするため、転用申請するもの  
です。農地区分ですが、都市計画法による用途区域内農地であるため  
3種農地と判断されます。転用に伴う費用ですが、土地購入  
円土地造成  
円となっており、資金の内訳として、自己資金  
円で、残高証明により資金の確認ができております。添付書類  
として、被害防除計画書のほか土地利用計画図等造成に関する書類一  
式が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はないと判  
断しております。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、27番推進委員さんから説  
明をお願いいたします。

27番推進委員 はい。

議 長 はい、27番推進委員。

27番推進委員 27番です。

12月28日に譲受人と現地で確認いたしました。譲渡人は体調が悪  
く施設に入っているとこのことで話は聞けませんでした。転用しようと  
する事由としては、開業医として患者さんの駐車場が狭くなったので

拡張するというので、続き地が空いていたのでそこをかうことになっております。申請地の位置は、現在の駐車場の続き地で西側です。北側はタクシー会社の車庫と田で、現在は畑として使われております。北側は車庫と田を畑として使われております。西側は田で、南側は道路です。ほかに露天駐車場なので周りに影響があるとは思われません。

以上です。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

申請人、譲受人（久世）は、現在備考欄に記載の住宅に居住しています。このたび現在居住している住宅を娘夫婦に譲ることになり、その住宅を増築し居住することとしたため、住宅に隣接する申請農地、田1筆219㎡を、譲渡人（久世）から譲り受け、住宅用地とするため、転用申請するものです。農地区分ですが、都市計画法による用途区域内農地であるため3種農地と判断されます。建蔽率ですが、本案件は既存住宅を増築する申請となっておりますので、関連土地と合わせて算出し24.9%となっております。転用に伴う費用ですが、土地造成■■■■円、建物施設■■■■円となっております。資金の内訳として、借入金■■■■円で、金融機関の融資証明により資金の確認ができております。添付書類として、被害防除計画書のほか土地利用計画図等造成及び建物建築に関する書類一式が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はないと判断しております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、31番推進委員さんから説明をお願いいたします。

31番推進委員 議長。

議 長 はい、31番推進委員。

31番推進委員 31番推進委員です。

番号2について報告します。

去る12月26日に譲受人及び譲渡人の立会いの下に現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細についてですが、譲受人と譲渡人は親子で、このたび譲受人の娘が家族と一緒に実家に同居することになったので、実家の西側にある申請農地を譲り受け、増築することになったものです。申請地の位置等ですが、■■■■小学校の西に約10mに位置しております。周囲の状況は、東側が宅地、西側は宅地、南側も宅地、北側は田に接地しております。平家建てでもあり、農地には影響がないものと思われまふ。なお、土地改良区との話がついてお

り、その他指摘事項もないので審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願ひいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第4号、農用地利用集積等促進計画の公告について。

議案9ページをお開きください。

本件は一括方式となっており、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が農地の貸手から貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手に対する転貸による貸借権設定を同時に行うもので、田192筆、畑55筆が貸借権設定されるものでございます。案といたしまして、令和8年2月10日付で公告の予定でございます。内容については全件とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、お目通しをお願ひします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願ひいたします。

質疑はございませんか、よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議長 これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、報告第1号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程7、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 それでは、報告第1号についてご説明いたします。

25ページをお開きください。

報告第1号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

27ページをお開きください。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の7件がございました。こちらも添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。

議長 報告第1号、報告第2号について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「質疑なし」の声＞

議長 ないようです。

質問、意見等ないようですので、これらの案件は報告案件でございますのでご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

(午前11時00分 閉会)

